

令和 8 年度岡山県新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱

1 目的

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項の病院及び同条第 2 項の診療所、及び同法第 2 条第 1 項に規定する助産所のうち、分娩を取り扱い、かつ県内に所在する施設等（以下「分娩取扱機関等」と総称する。）における聴覚検査機器の購入を予算の範囲内において支援することにより、県内における新生児聴覚検査体制の整備推進を図る。

2 事業内容

分娩取扱機関等が新生児聴覚検査を実施するため、自動聴性脳幹反応検査機器（以下「自動 ABR 検査機器」という。）を購入する場合に、購入費を補助する。

3 補助対象経費

令和 8 年 3 月 31 日時点で自動 ABR 検査機器を設置していない分娩取扱機関等が、新生児聴覚検査を行うことを目的として、自動 ABR 検査機器を新たに購入する場合の検査機器本体の購入経費。（分娩取扱機関等が所有する自動 ABR 検査機器が老朽化（耐用年数を経過）したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて実施する検査に支障が生じる可能性がある場合を含む。）

4 補助条件

補助に当たっては、次の（１）から（５）までを全て満たす必要がある。

- （１） 自動 ABR 検査機器を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に購入すること。
- （２） 県内市町村が実施する新生児聴覚検査の公費負担制度に基づき、補助を受けて購入した自動 ABR 検査機器を使用し、新生児聴覚検査を実施すること。
- （３） 検査内容や検査結果について、保護者への適切な説明を行うこと。
- （４） 検査結果がリファーマーの場合、医師から結果を説明するとともに、県健康推進課に速やかに連絡し適切な支援につなげること。
- （５） 県税の滞納がないこと。

5 その他

- （１） 他の交付金又は補助金等が交付されるものは対象外とする。
- （２） この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 8 月 5 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 6 月 5 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 27 日から施行し、令和 8 年度の補助金から適用する。